

審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次）看護学研究科 看護学専攻（D）

1. 本博士後期課程の養成する人材像が判然としないため、以下の点を踏まえて、本課程の養成する人材像を明確かつ具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

（是正事項）・・・P4

・「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」p. 6 の「2) 育成する人材像」について、「学際的かつ国際的視点を持って協働」とあるが、同書類 p. 2～6 の「1. 設置の趣旨」、「2. 社会的背景と設置の必要性」及び博士前期課程の育成する人材像においては「学際的かつ国際的視野」に関する具体的な記載が見受けられず、博士後期課程において「学際的かつ国際的視点」を求める必要性が判然としない。

2. 審査意見 1 のとおり、養成する人材像が判然としないため、ディプロマ・ポリシーの妥当性が判断できない。このため、審査意見 1 への対応を踏まえて、養成する人材像に整合した適切なディプロマ・ポリシーが設定されていることを、図や表を用いつつ、明確かつ具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

（是正事項）・・・P6

3. 審査意見 2 のとおり、ディプロマ・ポリシーが判然としないため、カリキュラム・ポリシーの妥当性が判断できない。このため、関連する審査意見及び以下に例示する点を踏まえ、ディプロマ・ポリシーに整合した適切なカリキュラム・ポリシーが設定されていることを、図や表を用いつつ、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

（是正事項）・・・P7

・ディプロマ・ポリシー 3 において、「高い倫理性と豊かな人間性を持って取り組み、看護学の教育と研究に専心する態度を有する」と説明しているが、このうち「教育」に対応したカリキュラム・ポリシーが設定されているか判然としない。

4. 審査意見 3 のとおり、カリキュラム・ポリシーの妥当性が判断できないため、アドミッション・ポリシーの妥当性が判断できない。このため、審査意見 3 への対応を踏まえ、カリキュラム・ポリシーに整合した適切なアドミッション・ポリシーが設定されていることを、図や表を用いつつ、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

（是正事項）・・・P9

5. 「設置の趣旨等を記載した書類（資料）」の「資料 10（3つのポリシーと育成する人材像との関連（看護学専攻 博士前期課程））」及び「資料 11（3つのポリシーと育成する人材像との関連（看護学専攻博士後期課程））」について、博士前期課程と後期課程で 3 つのポリシーの並び順が異なっており、学生が誤認する恐れがあるため、適切に改めることが望ましい。

（改善事項）・・・P10

6. 「設置の趣旨等を記載した書類（資料）」の「資料13（一宮研伸大学大学院 カリキュラム・マップ）」について、より分かりやすい資料とするために、博士前期課程から博士後期課程に伸びる矢印の使い方や色分けの意味に関する説明を追記することが望ましい。

（改善事項）・・・P11

7. 審査意見3のとおり、カリキュラム・ポリシーの妥当性が判断できないため、教育課程全体の妥当性が判断できない。このため、関連する意見への対応及び以下に例示する点を踏まえ、本博士後期課程の教育課程が適切なディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、修得すべき知識や能力等に係る教育が網羅され、体系性が担保された上で、適切に編成されていることを明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

（是正事項）・・・P12

・カリキュラム・ポリシー1において、「学際的かつ国際的に視野を広げる能力を強化するために『看護科学研究論』を配置する」と説明しているが、当該科目の「シラバス」に掲載されている「内容・事前／事後学習」によると授業内容が医療・看護が大半を占めているほか、「国際」に関係すると思われる授業が「英文ジャーナルにおける学際的研究課題の特徴と研究方法の傾向」の1回のみであることから、学際的かつ国際的に視野を広げることが可能か判然としない。

8. 博士論文に係る研究指導計画及び論文審査基準が判然としないため、以下の点を踏まえて、明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

（是正事項）・・・P15

・「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」p.21～23において説明している「標準修了年限の場合」について、1年次前期6月に研究計画書の提出を求めていたが、入学後2か月で研究計画書を提出するには入学前の段階で研究テーマの設定等の構想を練り始める必要があると考えられることから、主に内部進学者を想定したスケジュールに見受けられ、本課程が受け入れを想定している社会人学生等について、当該スケジュールでの実現可能性に疑義がある。他方で、6月に提出した研究計画書を7～9月にかけて修正、本提出するというスケジュールも説明されており、6月に提出する研究計画書の位置付けが判然としない。

・同書類p.22の「(8) 3年次後期11月：博士論文の審査申請」において、ジャーナル・学術雑誌に投稿した論文の査読を通じて博士論文の完成度を高めることが説明されているが、博士論文の推敲をジャーナル・学術雑誌に投稿した論文の査読への対応に依存しているように見受けられ、研究指導教員の関与が判然としない。

・また、ジャーナル・学術雑誌に投稿した論文がそのまま博士論文と認定されるのか、あるいは博士論文を提出するに当たってはジャーナル・学術雑誌に投稿した論文を添付する必要があるのか等、博士論文申請の要件が判然としない。

・同書類p.28の「3) 博士論文審査に係る審査基準」において、審査基準の一つとして「⑦考察には、一貫性・論理性・独創性のある議論が展開されている」ことを挙げているが、「考察」において「議論」することの意味が判然としない。

9. 審査意見4のとおり、アドミッション・ポリシーの妥当性が判断できないため、入学者選抜全体の妥当性が判断できない。このため、関連する意見への対応及び以下に例示する点を踏まえ、アドミッション・ポリシーに基づき、本課程の教育を受けるために必要な資質・能力を適切に評価・判定できる選抜方法になっていることについて、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(是正事項) ・・・P25

・「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」p.38において、英語の学力試験によって「AP 2 の専門家と学際的かつ国際的視点に立って協働する能力を問う」と説明しているが、学力試験で「協働する能力」をどのようにして判断するのか判然としない。

- ・「受験科目」において、AP 1 に対応した選抜方法が確認できない。

10. 大学院設置基準第9条の規定に基づき、専攻ごとに置くものとする教員の数について、研究指導補助教員数が不足しているため、適切に改めること。

(是正事項) ・・・P26

11. 教員資格審査において、「不可」や「保留」、「適格な職位・区分であれば可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を専任教員以外の教員で補充する場合には、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。

(是正事項) ・・・P27

12. 開設年度で既に定年退職年齢を超える専任教員が全体の半数を占めるなど、基幹教員の年齢構成が著しく高齢に偏っているが、完成年度の1年前から公募を開始する将来構想となっているため、教育研究の維持向上に支障が生じることがないよう、より早期の採用計画を立てることが望ましい。

(改善事項) ・・・P28

【設置の趣旨・目的等】

1. 本博士後期課程の養成する人材像が判然としないため、以下の点を踏まえて、本課程の養成する人材像を明確かつ具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
- ・「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」p. 6 の「2) 育成する人材像」について、「学際的かつ国際的視点を持って協働」とあるが、同書類 p. 2～6 の「1. 設置の趣旨」、「2. 社会的背景と設置の必要性」及び博士前期課程の育成する人材像においては「学際的かつ国際的視野」に関する具体的な記載が見受けられず、博士後期課程において「学際的かつ国際的視点」を求める必要性が判然としない。

(対応)

審査意見1を踏まえて「育成する人材像」を検討し、「学際的かつ国際的視点」の表現を削除して、下記のとおり、文脈を整えた。以降、関連する表現についても検討し、適宜、修正を加えた。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類（本文）（6ページ）

新	旧
2) 育成する人材像 本学が設置する大学院看護学研究科は、地域社会なかでも尾張西部医療圏近隣の保健医療の現状をふまえ、21世紀の我が国における多様化する医療ニーズに対応できる以下のような人材を育成する。 ア (略) イ 看護学専攻 博士後期課程 本研究科博士後期課程においては、看護教育・研究者として自立して研究活動に取り組み、変化し続ける地域社会のニーズに <u>保健師・訪問看護師・在宅クリニックの医師など多職種と協働して</u> 対応し、 <u>包括的な看護方法を開発して、高い倫理性と豊かな人間性を持って</u> 看護学の発展に寄与することができる人材	2) 育成する人材像 本学が設置する大学院看護学研究科は、地域社会なかでも尾張西部医療圏近隣の保健医療の現状をふまえ、21世紀の我が国における多様化する医療ニーズに対応できる以下のような人材を育成する。 ア (略) イ 看護学専攻 博士後期課程 本研究科博士後期課程においては、看護教育・研究者として自立して研究活動に取り組み、変化し続ける地域社会のニーズに対応し包括的な看護方法を開発して、 <u>学際的かつ国際的視点を持って協働し地域社会の課題に創造的に応え、</u> 看護学の発展に寄与することができる人材

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類（本文）（32 ページ）

新	旧
<p>V. 基礎となる学部（又は修士課程・博士前期課程）との関係</p> <p>（略）</p> <p>本研究科博士後期課程は、これら学部や博士前期課程の教育を基盤として有機的なつながりを維持した分野構成（地域創成ケアシステムと地域生活創成看護）として、博士前期課程等で学修・研究した専門知識に基づき、研究をより深く展開することを目指し、看護教育・研究者として自立して研究活動に取り組み、変化し続ける地域社会のニーズに<u>保健師・訪問看護師・在宅クリニックの医師など多職種と協働して対応し、</u>包括的な看護方法を開発して、<u>高い倫理性と豊かな人間性を持つ</u>て看護学の発展に寄与することができる人材を育成するために、教育課程を設置する。</p>	<p>V. 基礎となる学部（又は修士課程・博士前期課程）との関係</p> <p>（略）</p> <p>本研究科博士後期課程は、これら学部や博士前期課程の教育を基盤として有機的なつながりを維持した分野構成（地域創成ケアシステムと地域生活創成看護）として、博士前期課程等で学修・研究した専門知識に基づき、研究をより深く展開することを目指し、看護教育・研究者として自立して研究活動に取り組み、変化し続ける地域社会のニーズに対応し包括的な看護方法を開発して、<u>学際的かつ国際的視点を持って協働し地域社会の課題に創造的に応え、</u>看護学の発展に寄与することができる人材を育成するために、教育課程を設置する。</p>

【設置の趣旨・目的等】

2. 審査意見1のとおり、養成する人材像が判然としないため、ディプロマ・ポリシーの妥当性が判断できない。このため、審査意見1への対応を踏まえて、養成する人材像に整合した適切なディプロマ・ポリシーが設定されていることを、図や表を用いつつ、明確かつ具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

審査意見2を踏まえてディプロマ・ポリシーについて検討し、「育成する人材像」に整合して、順序性も整え（旧1を新2へ変更し、旧2は削除し、新1は新たに作成した。）、下記のとおりに改めた。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類（本文）（7ページ）

3) ディプロマ・ポリシー（卒業の認定・学位授の方針：以下「DP」とする。）

新	旧
<p>上記の育成する人材像をふまえ、研究・教育能力を有する高度看護人材として備えるべき能力をDPとし、以下の項目を掲げる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 看護学専攻 博士後期課程</p> <p>本研究科博士後期課程は、修了に必要な単位を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格し、育成する人材像を基に、以下の能力を身につけた者に博士（看護学）の学位を授与する。</p> <p><u>1. 科学的根拠に基づいた分析方法を用いて看護学研究に取り組む能力を有する。</u></p> <p><u>2. 変化し続ける地域社会のニーズに多職種と協働して対応し包括的な看護方法の開発を目指す研究を自立して創造的に取り組む能力を有する。</u></p> <p>3. 高い倫理性と豊かな人間性を持って取り組む態度を有する。</p>	<p>上記の育成する人材像をふまえ、研究・教育能力を有する高度看護人材として備えるべき能力をDPとし、以下の項目を掲げる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 看護学専攻 博士後期課程</p> <p>本研究科博士後期課程は、修了に必要な単位を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格し、育成する人材像を基に、以下の能力を身につけた者に博士（看護学）の学位を授与する。</p> <p>1. 変化し続ける地域社会のニーズに対応し包括的な看護方法の開発を目指す研究を自立して創造的に取り組む能力を有する。</p> <p>2. <u>学際的かつ国際的な視野を持って看護課題を捉え、課題解決に向けて協働して取り組む能力を有する。</u></p> <p>3. 高い倫理性と豊かな人間性を持って取り組み、看護学の教育と研究に専心する態度を有する。</p>

【設置の趣旨・目的等】

3. 審査意見2のとおり、ディプロマ・ポリシーが判然としないため、カリキュラム・ポリシーの妥当性が判断できない。このため、関連する審査意見及び以下に例示する点を踏まえ、ディプロマ・ポリシーに整合した適切なカリキュラム・ポリシーが設定されていることを、図や表を用いつつ、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
- ・ディプロマ・ポリシー3において、「高い倫理性と豊かな人間性を持って取り組み、看護学の教育と研究に専心する態度を有する」と説明しているが、このうち「教育」に対応したカリキュラム・ポリシーが設定されているか判然としない。

(対応)

審査意見3を踏まえてカリキュラム・ポリシーについて検討し、ディプロマ・ポリシーに整合して、順序性も整え、下記のとおりに改めた。

・ディプロマ・ポリシー3について審査意見3を踏まえて、「3. 高い倫理性と豊かな人間性を持って取り組む態度を有する。」と改めた（前頁）。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類（本文）（8ページ）

4) カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針：以下「CP」とする。）

本研究科は、ディプロマ・ポリシーに掲げた能力を身につけるため、以下の方針でカリキュラムを編成する。

新	旧
本研究科は、ディプロマ・ポリシーに掲げた能力を身につけるため、以下の方針でカリキュラムを編成する。	本研究科は、ディプロマ・ポリシーに掲げた能力を身につけるため、以下の方針でカリキュラムを編成する。
ア（略）	ア（略）
イ 看護学専攻 博士後期課程 専門性の基礎となる基盤科目「看護科学研究論」を1年次前期に配置し、専門科目の「地域創成ケアシステム特論」「地域生活創成看護特論」を1年次前期に配置する。研究科目の「看護学特別研究」を通年で1年次・2年次・3年次と順次、研究を計画して遂行し総括するように配置する。 1. 「基盤科目」では、看護学の学術的発展を推進する研究方法を習熟するために「看護科学研究論」を配置する。 2. 「専門科目」では、変化し続ける地域社会のニーズに <u>多職種と協働して</u> 対応し、地域	イ 看護学専攻 博士後期課程 専門性の基礎となる基盤科目「看護科学研究論」を1年次前期に配置し、専門科目の「地域創成ケアシステム特論」「地域生活創成看護特論」を1年次前期に配置する。研究科目の「看護学特別研究」を通年で1年次・2年次・3年次と順次、研究を計画して遂行し総括するように配置する。 1. 「基盤科目」では、看護学の学術的発展を推進する研究方法を習熟し、 <u>学際的かつ国際的な視野を広げる能力を強化</u> するため「看護科学研究論」を配置する。 2. 「専門科目」では、変化し続ける地域社会のニーズに対応し、地域を発展的に

<p>を発展的に創成できるケアシステム構築を学修する「地域創成ケアシステム特論」と、医療施設から地域まで包括的に人々の健康生活を支援する看護方法の開発を学修する「地域生活創成看護特論」を配置する。</p> <p>3. 「研究科目」では、高い倫理性と豊かな人間性を持って粘り強く真摯に取り組み、新しいエビデンスを創造できる高度な研究能力を獲得するために「看護学特別研究」を配置する。</p>	<p>創成できるケアシステム構築を学修する「地域創成ケアシステム特論」と、医療施設から地域まで包括的に人々の健康生活を支援する看護方法の開発を学修する「地域生活創成看護特論」を配置する。</p> <p>3. 「研究科目」では、高い倫理性と豊かな人間性を持って粘り強く真摯に取り組み、新しいエビデンスを創造できる高度な研究能力を獲得するために「看護学特別研究」を配置する。</p>
--	---

【設置の趣旨・目的等】

4. 審査意見3のとおり、カリキュラム・ポリシーの妥当性が判断できないため、アドミッション・ポリシーの妥当性が判断できない。このため、審査意見3への対応を踏まえ、カリキュラム・ポリシーに整合した適切なアドミッション・ポリシーが設定されていることを、図や表を用いつつ、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

審査意見4を踏まえてアドミッション・ポリシーについて検討し、カリキュラム・ポリシーに整合して、順序性も整え、下記のとおりに改めた。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (8ページ)

5) アドミッション・ポリシー (入学者受け入れの方針: 以下「AP」とする。)

新	旧
<p>前述の育成する人材像と備えるべき能力をふまえ、次のような人を入学者として受け入れる方針である。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 看護学専攻 博士後期課程</p> <p>DP・CPの内容を踏まえ、以下の能力や関心・態度を身につけている者を受け入れる。</p> <ol style="list-style-type: none">看護学研究に必要な<u>基本的</u>分析力を有し、自立して創造的に研究に取り組む意欲を有する人地域社会の中で起こることに課題意識や関心を持ち、主体的に探究できる人高い倫理性と豊かな人間性を持ち、真摯に看護学の発展に貢献する姿勢を有する人	<p>前述の育成する人材像と備えるべき能力をふまえ、次のような人を入学者として受け入れる方針である。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 看護学専攻 博士後期課程</p> <p>DP・CPの内容を踏まえ、以下の能力や関心・態度を身につけている者を受け入れる。</p> <ol style="list-style-type: none">看護学の研究を実施する上で必要な<u>分析能力</u>を有し、自立して創造的に研究に取り組む意欲を有する人<u>様々な分野の専門家と学際的かつ国際的視点に立って協働し</u>、地域社会の中で起こることに課題意識や関心を持ち、主体的に探究できる人高い倫理性と豊かな人間性を持ち、真摯に看護学の発展に貢献する姿勢を有する人

※同様に、設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (35ページ) も修正した。

(改善事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

【設置の趣旨・目的等】

5. 「設置の趣旨等を記載した書類（資料）」の「資料 10（3つのポリシーと育成する人材像との関連（看護学専攻 博士前期課程））」及び「資料 11（3つのポリシーと育成する人材像との関連（看護学専攻博士後期課程））」について、博士前期課程と後期課程で3つのポリシーの並び順が異なっており、学生が誤認する恐れがあるため、適切に改めることが望ましい。

(対応)

審査意見 5 を踏まえて、3つのポリシーの並び順を整合し、資料 11 の表について、適切に改めた。 (別紙)

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類（資料） (資料 11)

新	旧
審査意見への対応を記載した書類 新旧対照表（6月）の別紙資料 9（資料 11：3つのポリシーと育成する人材像との関連（看護学専攻 博士後期課程））を参照	審査意見への対応を記載した書類 新旧対照表（6月）の別紙資料 10（資料 11：3つのポリシーと育成する人材像との関連（看護学専攻 博士後期課程））を参照

(改善事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

【設置の趣旨・目的等】

6. 「設置の趣旨等を記載した書類（資料）」の「資料 13（一宮研伸大学大学院 カリキュラム・マップ）」について、より分かりやすい資料とするために、博士前期課程から博士後期課程に伸びる矢印の使い方や色分けの意味に関する説明を追記することが望ましい。

(対応)

審査意見 6 を踏まえて、資料 13 について、縦矢印により「関連して教授内容を進行していく」ことを示し、横矢印は削除した。また、領域は色分けして明記した。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類（資料）（資料 13）

新	旧
審査意見への対応を記載した書類 新旧対照表（6月）の別紙資料 11（資料 13：一宮研伸大学大学院 カリキュラム・マップ）を参照	審査意見への対応を記載した書類 新旧対照表（6月）の別紙資料 12（資料 13：一宮研伸大学大学院 カリキュラム・マップ）を参照

【教育課程等】

7. 審査意見3のとおり、カリキュラム・ポリシーの妥当性が判断できないため、教育課程全体の妥当性が判断できない。このため、関連する意見への対応及び以下に例示する点を踏まえ、本博士後期課程の教育課程が適切なディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、修得すべき知識や能力等に係る教育が網羅され、体系性が担保された上で、適切に編成されていることを明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

- カリキュラム・ポリシー1において、「学際的かつ国際的に視野を広げる能力を強化するために『看護科学研究論』を配置する」と説明しているが、当該科目的「シラバス」に掲載されている「内容・事前／事後学習」によると授業内容が医療・看護が大半を占めているほか、「国際」に関係すると思われる授業が「英文ジャーナルにおける学際的研究課題の特徴と研究方法の傾向」の1回のみであることから、学際的かつ国際的に視野を広げることが可能か判然としない。

(対応)

審査意見7を踏まえて、教育課程全体について検討し、カリキュラム・ポリシー1は下記のとおり改めた。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (11ページ)

新	旧
1. カリキュラム・ポリシー (以下「CP」とする。) 本研究科は、ディプロマ・ポリシーに掲げた能力を身につけるため、以下の方針でカリキュラムを編成する。 ア (略) イ 看護学専攻 博士後期課程 専門性の基礎となる基盤科目「看護科学研究論」を1年次前期に配置し、専門科目の「地域創成ケアシステム特論」「地域生活創成看護特論」を1年次前期に配置する。研究科目の「看護学特別研究」を通年で1年次・2年次・3年次と順次、研究を計画して遂行し総括するように配置する。 1. 「基盤科目」では、看護学の学術的発展を推進する研究方法を習熟するために「看護科学研究論」を配置する。 2. 「専門科目」では、変化し続ける地域	1. カリキュラム・ポリシー (以下「CP」とする。) 本研究科は、ディプロマ・ポリシーに掲げた能力を身につけるため、以下の方針でカリキュラムを編成する。 ア (略) イ 看護学専攻 博士後期課程 専門性の基礎となる基盤科目「看護科学研究論」を1年次前期に配置し、専門科目の「地域創成ケアシステム特論」「地域生活創成看護特論」を1年次前期に配置する。研究科目の「看護学特別研究」を通年で1年次・2年次・3年次と順次、研究を計画して遂行し総括するように配置する。 1. 「基盤科目」では、看護学の学術的発展を推進する研究方法を習熟し、学際的かつ国際的に視野を広げる能力を強化するために「看護科学研究論」を配置する。 2. 「専門科目」では、変化し続ける地

<p>社会のニーズに<u>多職種と協働して</u>対応し、地域を発展的に創成できるケアシステム構築を学修する「地域創成ケアシステム特論」と、医療施設から地域まで包括的に人々の健康生活を支援する看護方法の開発を学修する「地域生活創成看護特論」を配置する。</p> <p>3. 「研究科目」では、高い倫理性と豊かな人間性を持って粘り強く真摯に取り組み、新しいエビデンスを創造できる高度な研究能力を獲得するために「看護学特別研究」を配置する。</p>	<p>域社会のニーズに対応し、地域を発展的に創成できるケアシステム構築を学修する「地域創成ケアシステム特論」と、医療施設から地域まで包括的に人々の健康生活を支援する看護方法の開発を学修する「地域生活創成看護特論」を配置する。</p> <p>3. 「研究科目」では、高い倫理性と豊かな人間性を持って粘り強く真摯に取り組み、新しいエビデンスを創造できる高度な研究能力を獲得するために「看護学特別研究」を配置する。</p>
--	--

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (14 ページ)

新	旧
<p>1) 基盤科目</p> <p>先ず、CP1に基づいて、看護学研究の専門性の基礎となる「看護科学研究論」を現代社会の実態を捉え、看護的視点を持って取り組む課題を見出し、適切に量的・質的方法を用いて分析し、課題解決に向けた展望を拓くことができる能力を強化するために、必修科目として配置した。</p>	<p>1) 基盤科目</p> <p>先ず、CP1に基づいて、看護学研究の専門性の基礎となる「看護科学研究論」を現代社会の実態を捉え、看護的視点を持って取り組む課題を見出し、適切に量的・質的方法を用いて分析し、<u>学際的かつ国際的な視野に立って</u>課題解決に向けた展望を拓くことができる能力を強化するために、必修科目として配置した。</p>
<p>2) 専門科目</p> <p>各研究指導教員の指導のもと、専門分野で必要となる知識を身につけられるように、CP2に基づいて、本研究科の専門である変化し続ける地域社会のニーズに<u>多職種と協働して</u>対応し、地域の病院や地域在宅のネットワークを形成して看護機能を活性化し、地域を発展的に創成できるケアシステム構築を学修する「地域創成ケアシステム特論」と、医療施設から地域までシームレスに、そして、急性期から終末期まで、その病期にある人と家族に対し、包括的に人々の健康生活を支援する看護方法の開発を学修する「地域生活創成看護特論」を選択必修科目として配置した。</p>	<p>2) 専門科目</p> <p>各研究指導教員の指導のもと、専門分野で必要となる知識を身につけられるように、CP2に基づいて、本研究科の専門である変化し続ける地域社会のニーズに対応し、地域の病院や地域在宅のネットワークを形成して看護機能を活性化し、地域を発展的に創成できるケアシステム構築を学修する「地域創成ケアシステム特論」と、医療施設から地域までシームレスに、そして、急性期から終末期まで、その病期にある人と家族に対し、包括的に人々の健康生活を支援する看護方法の開発を学修する「地域生活創成看護特論」を選択必修科目として配置した。</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (資料) (資料 15)

新	旧
審査意見への対応を記載した書類 新旧対照表（6月）の別紙資料 1（資料 15：DP と授業科目との関連（博士後期課程））を参照	審査意見への対応を記載した書類 新旧対照表（6月）の別紙資料 2（資料 15：DP と授業科目との関連（博士後期課程））を参照

(新旧対照表) シラバス（地域創成ケアシステム特論、地域生活創成看護特論）

新	旧
審査意見への対応を記載した書類 新旧対照表（6月）の別紙資料 3 及び 5（シラバス：地域創成ケアシステム特論、地域生活創成看護特論）を参照	審査意見への対応を記載した書類 新旧対照表（6月）の別紙資料 4、6（シラバス：地域創成ケアシステム特論、地域生活創成看護特論）を参照

【教育課程等】

8. 博士論文に係る研究指導計画及び論文審査基準が判然としないため、以下の点を踏まえて、明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

- ・「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」p. 21～23において説明している「標準修了年限の場合」について、1年次前期6月に研究計画書の提出を求めるが、入学後2か月で研究計画書を提出するには入学前の段階で研究テーマの設定等の構想を練り始める必要があると考えられることから、主に内部進学者を想定したスケジュールに見受けられ、本課程が受入れを想定している社会人学生等について、当該スケジュールでの実現可能性に疑義がある。他方で、6月に提出した研究計画書を7～9月にかけて修正、本提出するというスケジュールも説明されており、6月に提出する研究計画書の位置付けが判然としない。
- ・同書類p. 22の「(8) 3年次後期11月：博士論文の審査申請」において、ジャーナル・学術雑誌に投稿した論文の査読を通じて博士論文の完成度を高めることが説明されているが、博士論文の推敲をジャーナル・学術雑誌に投稿した論文の査読への対応に依存しているように見受けられ、研究指導教員の関与が判然としない。
- ・また、ジャーナル・学術雑誌に投稿した論文がそのまま博士論文と認定されるのか、あるいは博士論文を提出するに当たってはジャーナル・学術雑誌に投稿した論文を添付する必要があるのか等、博士論文申請の要件が判然としない。
- ・同書類p. 28の「3) 博士論文審査に係る審査基準」において、審査基準の一つとして「⑦考察には、一貫性・論理性・独創性のある議論が展開されている」ことを挙げているが、「考察」において「議論」することの意味が判然としない。

(対応)

審査意見8を踏まえて、研究指導計画及び論文審査基準について見直し、提出時期・文言の修正を下記のとおり改めた。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類（本文）（21～23ページ）

新	旧
ア（略）	ア（略）
イ-1) 標準修了年限の場合 (1) 1年前期：研究テーマの絞り込みと研究計画書作成の指導 ① 院生は、研究したい課題を検討し、研究指導教員に課題と研究計画の構想案を提出する。 ② 研究指導教員は、提出された課題及び研究計画構想案について、 <u>事前に研究課題や研究方法</u> の基本的事項についての助言を行い、研究計画書の作成方法等を指導する。	イ-1) 標準修了年限の場合 (1) 1年前期：研究テーマの絞り込みと研究計画書作成の指導 ① 院生は、研究したい課題を検討し、研究指導教員に課題と研究計画の構想案を提出する。 ② 研究指導教員は、提出された課題及び研究計画構想案について、研究法の基本的事項についての助言を行い、研究計画書の作成方法等を指導する。

- (2) 1年次前期9月：研究計画書の作成・提出
- ① 研究指導教員は、院生が研究計画を立案するに当たり研究テーマ、研究目的、研究方法の整合性や倫理的配慮等について指導する。
- ② 院生は、必要な研究指導を受けたうえで研究計画書を作成し、研究科長に対し指定期日までに仮提出する。
- (3) 1年次後期10月～12月：研究計画書の審査
- ① 「学位論文審査委員会」は研究計画書の内容等につき「研究計画書の審査基準」に基づき審査を行い、研究計画の承認の可否、修正事項等を院生に提示する。
- ② 研究指導教員は、審査結果に基づき加筆・修正に関する指導を行う。
- ③ 院生は、審査結果を受け研究計画書の加筆・修正を行い、修正版を指定期日までに提出する。
- (4) 1年次後期2月～3月：研究倫理審査の受審
- 一宮研伸大学研究等における人権擁護・倫理委員会による研究計画書の承認後、研究を開始する。
- (5) 2年次前期4月～：研究の遂行
- ① 院生は、研究計画に基づき必要な調査等を実施し、データ収集と分析、研究結果の整理に取り組む。
- ② 研究指導教員は、研究の進行を適時確認し、実験・調査等の手法・手技の指導やデータ解析の指導・助言を行うとともに、論文作成の基本的要件等についての指導を行う。
- (6) 2年次前期7月：博士論文に関する中間報告
- ① 「学位論文審査委員会」は博士論文に関する中間報告会を開催する。

- (2) 1年次前期6月：研究計画書の提出
- ① 研究指導教員は、院生が研究計画を立案するに当たり研究テーマ、研究目的、研究方法の整合性や倫理的配慮等について指導する。
- ② 院生は、必要な研究指導を受けたうえで研究計画書を作成し、研究科長に対し指定期日までに仮提出する。
- (3) 1年次前期7月～9月：研究計画書の審査
- ① 「学位論文審査委員会」は研究計画書の内容等につき「研究計画書の審査基準」に基づき審査を行い、研究計画の承認の可否、修正事項等を院生に提示する。
- ② 研究指導教員は、審査結果に基づき修正・見直しの指導を行い、本提出にむけて修正点を確認する。
- ③ 院生は、審査結果を受け研究計画書の修正・見直しを行い、指定期日までに本提出する。
- (4) 1年次後期10月～12月：研究倫理審査の受審
- 一宮研伸大学研究等における人権擁護・倫理委員会による研究計画書の承認後、研究を開始する。
- (5) 1年次後期1月～2年次前期6月：研究の遂行
- ① 院生は、研究計画に基づき必要な調査等を実施し、データ収集と分析、研究結果の整理に取り組む。
- ② 研究指導教員は、研究の進行を適時確認し、実験・調査等の手法・手技の指導やデータ解析の指導・助言を行うとともに、論文作成の基本的要件等についての指導を行う。
- (6) 2年次前期7月：博士論文に関する中間報告
- ① 「学位論文審査委員会」は博士論文に関する中間報告会を開催する。

②院生は、研究計画に基づき、遂行した研究の進捗状況を報告するように準備する。

③研究指導教員は、中間報告の発表内容について指導する。

④削除

⑤削除

②院生は、研究計画に基づき、遂行した研究の進捗状況を報告するように準備する。

③研究指導教員は、中間報告の発表内容について指導する。

④院生は、中間報告会で指摘された点について、改善点等を検討し、博士論文作成に向けて準備を進める。

⑤院生は、中間報告会後、加筆・訂正した論文をジャーナル・学術雑誌に投稿する。査読及び英文抄録付きの学術雑誌に投稿し、査読による指摘事項へ対応しながら論文を推敲する。

なお、このプロセスを通じて、査読の意義を理解したうえで論文を推敲する等、主体的に取り組めるよう、研究指導教員からも指導・支援を受ける。

(7) 2年次前期8月～2年次後期3月：研究遂行の継続

① 院生は、中間報告会で指摘された点について、改善点等を検討し、データ収集とデータ解析、研究結果の総括を行い、博士論文作成に向けて準備を進める。

② 研究指導教員は、引き続き論文作成の指導・支援を行う。

(8) 3年次前期4月～8月：論文ジャーナル・学術雑誌投稿

院生は、加筆・修正した論文をジャーナル・学術雑誌に投稿する。査読及び英文抄録付きの学術雑誌に投稿し、査読による指摘事項へ対応しながら論文を推敲する。

なお、このプロセスを通じて、査読の意義を理解したうえで論文を推敲する等、主体的に取り組めるよう、研究指導教員からも指導・支援を受ける。

(追加)

(追加)

(9) 3年次前期9月：博士論文予備審査の受審

- ①「学位論文審査委員会」は博士論文予備審査会を開催する。
- ②院生は、博士論文予備審査会での発表に向けて準備（発表原稿、パワーポイントの作成等）する。

(10) 3年次後期11月：博士論文の審査申請

- ①院生は、ジャーナル・学術雑誌に投稿し、査読による指摘事項に対応しながら論文を推敲することにより、投稿論文のアクセプトを確認する。
- ②研究指導教員は、博士論文の構成や図表の作成、考察のあり方、文献の整理・引用等、論文のまとめ方等を指導する。
- ③院生は、学長に対しアクセプトされた論文を添えて学位論文を提出し、学位申請を行う。

(11) 3年次後期2月上旬：博士論文審査及び最終試験

- ①院生は、博士論文審査会での発表に向けて準備（発表原稿、パワーポイント等の作成等）する。
- ②「学位論文審査委員会」は、博士論文審査会を開催する。
- ③博士論文審査会において、審査担当者は、論文審査及び最終試験を行う。
- ④院生は、博士論文審査会において提出論文に係るプレゼンテーションを行う。
- ⑤審査担当者は、院生の提出論文のプ

(7) 3年次前期9月：博士論文予備審査の受審

- ①「学位論文審査委員会」は博士論文予備審査会を開催する。
- ②院生は、博士論文予備審査会での発表に向けて準備（発表原稿、パワーポイントの作成等）する。

(8) 3年次後期11月：博士論文の審査申請

- ①院生は、ジャーナル・学術雑誌に投稿し、査読による指摘事項に対応しながら論文を推敲することにより、投稿論文のアクセプトを確認し、学長に対し学位論文を添えて学位申請を行い、博士論文審査会での発表に向けて準備（発表原稿、パワーポイント等の作成等）する。

- ②研究指導教員は、博士論文の構成や図表の作成、考察のあり方、文献の整理・引用等、論文のまとめ方等を指導する。

(追加)

(9) 3年次後期2月上旬：博士論文審査及び最終試験

(追加)

(追加)

- ①博士論文審査会において、審査担当者は、論文審査及び最終試験を行う。

- ②院生は、博士論文審査会において提出論文に係るプレゼンテーションを行う。

- ③審査担当者は、院生の提出論文のプ

レゼンテーションに関する関連質疑を行い、指摘事項等を院生に提示する。

(12) 3年次後期2月中旬：修正博士論文の提出

- ① 院生は、上記指摘事項を受けて修正作業等を行い、修正後論文を指定の期日までに「学位論文審査委員会」に提出する。
- ② 研究指導教員は、修正事項等の確認、本審査に向けての関連資料のチェック、発表の要点等についての指導を行う。
- ③ 審査担当者は、院生の博士論文を「博士論文の審査基準」に基づいて審査する。また、当該論文に係る指摘事項があれば整理し、合否結果とともに「論文審査報告書」として取りまとめ、学位論文審査委員会へ報告する。
- ④ 研究科教授会は、提出された「論文審査報告書」を基に最終的な合否判定を行い、学長に報告する。

(13) 3年次後期2月下旬：博士論文（最終稿）の提出

- ① 院生は、当該論文についての通知を受け、指摘事項があれば修正し、最終稿として指定する期日までに提出する。
- ② 研究指導教員は、最終稿をチェックし、指導を行う。

イ-2) 長期履修生制度を活用し、4年間で修了する場合

- (1) 1年前期：研究テーマの絞り込みと研究計画書作成の指導
- ① 院生は、研究したい課題を検討し、研究指導教員に課題と研究計画の構想案を提出する。
 - ② 研究指導教員は、提出された課題及び研究計画構想案について、事前に

レゼンテーションに関する関連質疑を行い、指摘事項等を院生に提示する。

(追加)

- ④ 院生は、上記指摘事項を受けて修正作業等を行い、修正後論文を指定の期日までに「学位論文審査委員会」に提出する。
- ⑤ 研究指導教員は、修正事項等の確認、本審査に向けての関連資料のチェック、発表の要点等についての指導を行う。
- ⑥ 院生の博士論文を「博士論文の審査基準」に基づいて審査する。また、当該論文に係る指摘事項があれば整理し、合否結果とともに「論文審査報告書」として取りまとめ、学位論文審査委員会へ報告する。
- ⑦ 研究科教授会は、提出された「論文審査報告書」を基に最終的な合否判定を行い、学長に報告する。

(10) 3年次後期2月中旬：博士論文（最終稿）の提出

- ① 院生は、当該論文についての通知を受け、指摘事項があれば修正し、最終稿として指定する期日までに提出する。
- ② 研究指導教員は、最終稿をチェックし、指導を行う。

イ-2) 長期履修生制度を活用し、4年間で修了する場合

- (1) 1年前期：研究テーマの絞り込みと研究計画書作成の指導
- ① 院生は、研究したい課題を検討し、研究指導教員に課題と研究計画の構想案を提出する。
 - ② 研究指導教員は、提出された課題及び研究計画構想案について、研究

研究課題や研究方法の基本的事項についての助言を行い、研究計画書の作成方法等を指導する。

- (2) 1年次前期9月：研究計画書の提出
- ① 研究指導教員は、院生が研究計画を立案するに当たり研究テーマ、研究目的、研究方法の整合性や倫理的配慮等について指導する。
 - ② 院生は、必要な研究指導を受けたうえで研究計画書を作成し、研究科長に対し指定期日までに仮提出する。
- (3) 1年次後期10月～12月：研究計画書の審査
- ① 「学位論文審査委員会」は研究計画書の内容等につき「研究計画書の審査基準」に基づき審査を行い、研究計画の承認の可否、修正事項等を院生に提示する。
 - ② 研究指導教員は、審査結果に基づき加筆・修正指導を行う。
 - ③ 院生は、審査結果を受け研究計画書の加筆・修正を行い、修正版を指定期日までに提出する。
- (4) 1年次後期2月～3月：研究倫理審査の受審
- 一宮研伸大学研究等における人権擁護・倫理委員会による研究計画書の承認後、研究を開始する。
- (5) 2年次前期4月～：研究の遂行
- ① 院生は、研究計画に基づき必要な調査等を実施し、データ収集と分析、研究結果の整理に取り組む。
 - ② 研究指導教員は、研究の進行を適時確認し、実験・調査等の手法・手技の指導やデータ解析の指導・助言を行うとともに、論文作成の基本的要件等についての指導を行う。

法の基本的事項についての助言を行い、研究計画書の作成方法等を指導する。

- (2) 1年次前期6月：研究計画書の提出
- ① 研究指導教員は、院生が研究計画を立案するに当たり研究テーマ、研究目的、研究方法の整合性や倫理的配慮等について指導する。
 - ② 院生は、必要な研究指導を受けたうえで研究計画書を作成し、研究科長に対し指定期日までに仮提出する。
- (3) 1年次前期7月～9月：研究計画書の審査
- ① 「学位論文審査委員会」は研究計画書の内容等につき「研究計画書の審査基準」に基づき審査を行い、研究計画の承認の可否、修正事項等を院生に提示する。
 - ② 研究指導教員は、審査結果に基づき修正・見直しの指導を行い、本提出にむけて修正点を確認する。
 - ③ 院生は、審査結果を受け研究計画書の修正・見直しを行い、指定期日までに本提出する。
- (4) 1年次後期10月～12月：研究倫理審査の受審
- 一宮研伸大学研究等における人権擁護・倫理委員会による研究計画書の承認後、研究を開始する。
- (5) 1年次後期1月～2年次後期2月：研究の遂行
- ① 院生は、研究計画に基づき必要な調査等を実施し、データ収集と分析、研究結果の整理に取り組む。
 - ② 研究指導教員は、研究の進行を適時確認し、実験・調査等の手法・手技の指導やデータ解析の指導・助言を行うとともに、論文作成の基本的要件等についての指導を行う。

(6) 2年次前期7月：博士論文に関する中間報告

- ①「学位論文審査委員会」は博士論文に関する中間報告会を開催する。
- ②院生は、研究計画に基づき、遂行した研究の進捗状況を報告するように準備する。
- ③研究指導教員は、中間報告の発表内容について指導する。

④削除

⑤削除

(6) 2年次後期3月：博士論文に関する中間報告

- ①「学位論文審査委員会」は博士論文に関する中間報告会を開催する。
- ②院生は、研究計画に基づき、遂行した研究の進捗状況を報告するように準備する。
- ③研究指導教員は、中間報告の発表内容について指導する。
- ④院生は、中間報告会で指摘された点について、改善点等を検討し、博士論文作成に向けて準備を進める。
- ⑤院生は、中間報告会後、加筆・訂正した論文をジャーナル・学術雑誌に投稿する。査読及び英文抄録付きの学術雑誌に投稿し、査読による指摘事項へ対応しながら論文を推敲する。
なお、このプロセスを通じて、査読の意義を理解したうえで論文を推敲する等、主体的に取り組めるよう、研究指導教員からも指導・支援を受ける。

(7) 2年次前期8月～3年次後期3月：研究遂行の継続

- ① 院生は、中間報告会で指摘された点について、改善点等を検討し、データ収集とデータ解析、研究結果の総括を行い、博士論文作成に向けて準備を進める。
- ② 研究指導教員は、引き続き論文作成の指導・支援を行う。

(8) 4年次前期4月～8月：論文ジャーナル・学術雑誌投稿

院生は、加筆・修正した論文をジャーナル・学術雑誌に投稿する。査読及び英文抄録付きの学術雑誌に投稿し、査読による指摘事項へ対応しながら論文を推敲する。

なお、このプロセスを通じて、査読の

(追加)

(追加)

意義を理解したうえで論文を推敲する等、主体的に取り組めるよう、研究指導教員からも指導・支援を受ける。

(9) 4年次前期9月：博士論文予備審査の受審

- ①「学位論文審査委員会」は博士論文予備審査会を開催する。
- ②院生は、博士論文予備審査会での発表に向けて準備（発表原稿、パワーポイントの作成等）する。

(10) 4年次後期11月：博士論文の審査申請

- ①院生は、ジャーナル・学術雑誌に投稿し、査読による指摘事項に対応しながら論文を推敲することにより、投稿論文のアクセプトを確認する。

- ②研究指導教員は、博士論文の構成や図表の作成、考察のあり方、文献の整理・引用等、論文のまとめ方等を指導する。

③院生は、学長に対しアクセプトされた論文を添えて学位論文を提出し、学位申請を行う。

(11) 4年次後期2月上旬：博士論文審査及び最終試験

- ①院生は、博士論文審査会での発表に向けて準備（発表原稿、パワーポイント等の作成等）する。

②「学位論文審査委員会」は、博士論文審査会を開催する。

- ③博士論文審査会において、審査担当者は、論文審査及び最終試験を行う。

④院生は、博士論文審査会において提出論文に係るプレゼンテーションを行う。

⑤審査担当者は、院生の提出論文のプ

(7) 4年次前期9月：博士論文予備審査の受審

- ①「学位論文審査委員会」は博士論文予備審査会を開催する。
- ②院生は、博士論文予備審査会での発表に向けて準備（発表原稿、パワーポイントの作成等）する。

(8) 3年次後期11月：博士論文の審査申請

- ①院生は、ジャーナル・学術雑誌に投稿し、査読による指摘事項に対応しながら論文を推敲することにより、投稿論文のアクセプトを確認し、学学長に対し学位論文を添えて学位申請を行い、博士論文審査会での発表に向けて準備（発表原稿、パワーポイント等の作成等）する。

- ②研究指導教員は、博士論文の構成や図表の作成、考察のあり方、文献の整理・引用等、論文のまとめ方等を指導する。

(追加)

(9) 4年次後期2月上旬：博士論文審査及び最終試験

(追加)

(追加)

- ①博士論文審査会において、審査担当者は、論文審査及び最終試験を行う。

- ②院生は、博士論文審査会において提出論文に係るプレゼンテーションを行う。

- ③審査担当者は、院生の提出論文のプレ

レゼンテーションに関する関連質疑を行い、指摘事項等を院生に提示する。

(12) 4年次後期2月中旬：修正博士論文の提出

①院生は、上記指摘事項を受けて修正作業等を行い、修正後論文を指定の期日までに「学位論文審査委員会」に提出する。

②研究指導教員は、修正事項等の確認、本審査に向けての関連資料のチェック、発表の要点等についての指導を行う。

③審査担当者は、院生の博士論文を「博士論文の審査基準」に基づいて審査する。また、当該論文に係る指摘事項があれば整理し、合否結果とともに「論文審査報告書」として取りまとめ、学位論文審査委員会へ報告する。

④研究科教授会は、提出された「論文審査報告書」を基に最終的な合否判定を行い、学長に報告する。

(13) 4年次後期2月下旬：博士論文（最終稿）の提出

①院生は、当該論文についての通知を受け、指摘事項があれば修正し、最終稿として指定する期日までに提出する。

②研究指導教員は、最終稿をチェックし、指導を行う。

ゼンテーションに関する関連質疑を行い、指摘事項等を院生に提示する。

(追加)

④院生は、上記指摘事項を受けて修正作業等を行い、修正後論文を指定の期日までに「学位論文審査委員会」に提出する。

⑤研究指導教員は、修正事項等の確認、本審査に向けての関連資料のチェック、発表の要点等についての指導を行う。

⑥院生の博士論文を「博士論文を「修士論文の審査基準」に基づいて審査する。また、当該論文に係る指摘事項があれば整理し、合否結果とともに「論文審査報告書」として取りまとめ、学位論文審査委員会へ報告する。

⑦研究科教授会は、提出された「論文審査報告書」を基に最終的な合否判定を行い、学長に報告する。

(10) 4年次後期2月中旬：博士論文（最終稿）の提出

①院生は、当該論文についての通知を受け、指摘事項があれば修正し、最終稿として指定する期日までに提出する。

②研究指導教員は、最終稿をチェックし、指導を行う。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (資料) (資料 13)

新	旧
審査意見への対応を記載した書類 新旧対照表（6月）の別紙資料 7（資料 24：学位論文スケジュール表（案）（博士後期課程））を参照	審査意見への対応を記載した書類 新旧対照表（6月）の別紙資料 8（資料 24：学位論文スケジュール表（案）（博士後期課程））を参照

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (17 ページ)

新	旧
博士後期課程では 1 年目前期 <u>後半</u> で、研究計画書の提出ができるよう、「看護学特別研究」も計画的に履修できるように指導する。	博士後期課程では 1 年目前期 <u>前半</u> で、研究計画書の提出ができるよう、「看護学特別研究」も計画的に履修できるように指導する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (28 ページ)

新	旧
⑦考察には、一貫性・論理性・独創性のある <u>記述</u> が展開されている。	⑦考察には、一貫性・論理性・独創性のある <u>議論</u> が展開されている。

【入学者選抜】

9. 審査意見4のとおり、アドミッション・ポリシーの妥当性が判断できないため、入学者選抜全体の妥当性が判断できない。このため、関連する意見への対応及び以下に例示する点を踏まえ、アドミッション・ポリシーに基づき、本課程の教育を受けるために必要な資質・能力を適切に評価・判定できる選抜方法になっていることについて、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

- ・「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」p.38において、英語の学力試験によって「AP2の専門家と学際的かつ国際的視点に立って協働する能力を問う」と説明しているが、学力試験で「協働する能力」をどのようにして判断するのか判然としない。
- ・「受験科目」において、AP1に対応した選抜方法が確認できない。

(対応)

審査意見9を踏まえて、入学者選抜全体について検討し、アドミッション・ポリシーに基づく選抜方法になるように、下記のとおり改めた。

「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」p.38の英語の学力試験によって「専門家と学際的かつ国際的視点に立って協働する能力を問う」を修正し、研究に必要な国内外の文献を理解するための基礎的な英語の読解力を問うに修正する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (38 ページ)

新	旧
<p>イ 看護学専攻 博士後期課程 (受験科目)</p> <p>(1) 学力試験：英語：<u>研究に必要な国内外の文献を理解するための基礎的な英語の読解力を問う。</u> (60分)</p> <p>(2) 面接試験：<u>AP1の基本的分析力、創造的に研究に取り込む意欲や</u> AP2の主体性や AP3の高い倫理性と豊かな人間性等について判断するために、これまでの研究及び今後の研究計画の概要等について、パワーポイント等を用いたプレゼンテーション15分と質疑応答15分で行う。</p>	<p>イ 看護学専攻 博士後期課程 (受験科目)</p> <p>(1) 学力試験：英語：<u>AP2の専門家と学際的かつ国際的視点に立って協働する能力を問う。</u> (60分)</p> <p>(2) 面接試験：AP2の主体性や AP3の高い倫理性と豊かな人間性等について判断するために、これまでの研究及び今後の研究計画の概要等について、パワーポイント等を用いたプレゼンテーション15分と質疑応答15分で行う。</p>

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

【教育研究実施組織】

10. 大学院設置基準第9条の規定に基づき、専攻ごとに置くものとする教員の数について、研究指導補助教員数が不足しているため、適切に改めること。

(対応)

審査意見10を踏まえて、教員資格審査の結果、「適切な職位であればD合」との判定を受けた教員を適切な職位である准教授として再判定することにより、1名は確保する。

その他2名は、大学院等で該当分野の教育研究業績が豊富な専任教員教授の採用を行い、大学院設置基準の研究指導教員及び研究指導補助教員数の規定を満たすよう努める。

(新旧対照表)

新	旧
<p><u>教授11名、准教授2名</u> (内訳: 研究指導教員又は研究指導補助教員 教授11名、准教授1名、科目担当のみの教員 准教授1名)</p>	<p><u>教授11名、准教授1名</u></p>

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

【教育研究実施組織】

11. 教員資格審査において、「不可」や「保留」、「適格な職位・区分であれば可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を専任教員以外の教員で補充する場合には、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。

(対応)

審査意見 11 を踏まえて、適格な職位・区分であれば可となつた教員の職位を教授から准教授に変更して再判定を受審する。「不可」となつた科目については、専任教員で担当する。

(新旧対照表)

新	旧
<p><u>教授 12 名、准教授 1 名</u> (内訳：研究指導教員又は研究指導補助教員 <u>教授 11 名、准教授 1 名、科目担当のみの教員</u> <u>准教授 1 名</u>)</p>	<p><u>教授 11 名、准教授 1 名</u></p>

(改善事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

【教育研究実施組織】

12. 開設年度で既に定年退職年齢を超える専任教員が全体の半数を占めるなど、基幹教員の年齢構成が著しく高齢に偏っているが、完成年度の1年前から公募を開始する将来構想となっているため、教育研究の維持向上に支障が生じることがないよう、より早期の採用計画を立てることが望ましい。

(対応)

審査意見 12 を踏まえて、採用計画を設置の趣旨等を記載した書類に記載しているとおり、博士後期課程の開設年度より採用計画を立て、2から3年前には公募を行い、若手教員の採用を具体的に進める。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (39 ページ)

新	旧
<p>完成年度に定年規程の定年年齢を超える専任教員は <u>10</u> 名（教授 <u>9</u> 名、准教授 <u>1</u> 名）に関しては、博士前期課程において自らの専門領域で後継教員（開設時 50 歳代 3 名、40 歳代 3 名、30 歳代 1 名）の育成を行っており、また、<u>博士後期課程の開設年度より採用計画を立て、2から3年前には公募を行い、研究指導のできる D マル合の資格を有する 60 歳未満の教授または准教授の教員を採用予定である。</u></p> <p>教員の補充では、博士前期課程・博士後期課程の領域ごとに研究指導が出来る教員および若手の後継教員の採用に努める予定である。</p>	<p>完成年度に定年規程の定年年齢を超える専任教員は <u>8</u> 名（教授 <u>8</u> 名）に関しては、博士前期課程において自らの専門領域で後継教員（開設時 50 歳代 3 名、40 歳代 3 名、30 歳代 1 名）の育成を行っており、また、<u>完成年度 1 年前より準備を始めて研究指導のできる D マル合の資格を有する 60 歳未満の教授または准教授の教員を公募により採用予定である。</u></p> <p>教員の補充では、博士前期課程・博士後期課程の領域ごとに研究指導が出来る教員および若手の後継教員の採用に努める予定である。</p>